

極秘

庚 七五 六九三 六九三 六九三

局長代 書記官

年 月 日

内閣官房總務課長宛 内閣東北局

現情勢下ニ於ケル國政運営要綱ニ関スル件
本月二十日附内閣閣甲中ニ九七号ヲ以テ御奉照ニ係ル標記
措置案別紙一通ニ有リ矣案此様回答ニ及ビ矣
備考

馬長不在付別紙措置案ハ内閣東北馬書
記官ノ意見ニ有リ矣条急念

内閣東庶第七五號

昭和十八年九月二十六日

内閣東北局

内閣官房總務課長 稻田周一 殿

現情勢下ニ於ケル國政運営要綱ニ關スル件

本月二十一日附内閣函甲第二九七號ヲ以テ御來照ニ係ル標記措置案別紙ノ通ニ之有リ候條此段回答ニ及ビ候

備考

局長不在ニ付別紙措置案ハ内閣東北局書記官ノ意見ニ之有リ候條爲念

内閣

裏面白紙

機密

現情勢下ニ於ケル國政運営要綱ニ基ク實行案トシテノ措置案

内閣東北局

一、内閣東北局行政事務ノ刷新

- 1、内閣東北局ノ現在員ハ一人ニシテ、之以上ノ減員ハ爲シ得ザルモ、國政運営要綱ノ方針ニ從ヒ局務ノ徹底的能率化ヲ圖リ、地方協議會トノ連絡ノ緊密化、監督會社タル東北興業株式會社並ニ外郡團體タル財團法人東北産業科學研究所、財團法人東北更新會ノ指導ヲ徹底強化シ、以テ國內態勢強化ニ資スル如ク措置ス（註、現在員ハ專任ヲ示ス）

2、東北興業株式會社監督事務ノ簡捷化

- (イ) 監督命令書事項ノ運用ニ當リテハ出來得ル限り其ノ限度ヲ緩和シ事務處理ノ能率化ヲ圖ル
- (ロ) 其ノ他諸手續ニ關シテモ從來書面ニ依リ之ヲ爲サシメ居リタルモノモ其ノ輕重ノ度ニ基キ口答ヲ以テ爲サシムル等極力事務ノ繁雜防止ニ努ム

3、内閣東北局ハ中央ニ存置スルヲ可トス

内閣

三、東北興業株式會社並ニ外廓團體ノ指導方針

1、東北興業株式會社

- (イ) 東北興業株式會社ノ業務ノ刷新ヲ爲スト共ニ直營並ニ關係諸會社中軍需生産特ニ航空機生産部門ノ急速増強ヲ圖ルコト
- (ロ) 會社ノ事業監理ヲ強化徹底シ生産ノ確保ヲ圖ル爲メ生産ノ責任制ヲ明確ナラシムルガ如ク措置ス
- 生産責任制ノ確立ニ關シテハ他官廳ト同一歩調ヲトルモノトス
- (ハ) 過般機構整備ニ伴ヒ人員二割減ヲ目標トシテ縮減中ナルモ之ガ整理ヲ促進セシメルコト
- (ニ) 人口疎開ノ爲メ東北興業株式會社ノ業務中東京支店ニ存置スル必要性稀薄ナルモノ(全事務ノ約二割)ヲ仙臺本店ニ移遷スル

内閣

モノトス

(ホ) 社員ノ停年制ヲ撤廢スルコト

2、財團法人東北産業科學研究所

- (イ) 研究所ノ事業ハ戰爭下ニ於テ愈々重要性ヲ加ヘツ、アルノミナラズ、從來ノ業績等ヲモ勘案シ之ヲ存續セシメ、且ツ東京ニ於ケル所員ハ一人ニシテ研究調査ノ必要上現在通り東京ニ存置セシムルヲ可トス、尙ホ實驗所ハ既ニ仙臺ニ移轉済ミナリ
- (ロ) 研究ノ對象ヲ戦力増強ニ資スルモノ、ミニ限定セシメ、現在研究中ナル好知石ヨリ人造水晶石ヲ製造スル研究ノ完成ヲ促進スルト共ニ、宮城縣ニ於テ實驗中ナル東北地方水田裏作ノ普及ヲ圖リ食糧ノ自給態勢確立ニ資スルモノトス

3、財団法人東北更新會

(イ) 從來ノ實績並ニ事業ノ内容ニ鑑ミ之ヲ存続セシムルト共ニ、東北更新會本部ノ專任ハ四人ニシテ、會長及理事、評議員ノ住居ノ關係上東北局ニ併存トシムルヲ可トス

(ロ) 現在實施シツツアル東北地方ノ決戦生活ノ確立並ニ妊娠婦、乳幼児保護等ノ諸施設ヲ更ニ擴大強化セシメ國內態勢強化ニ資スルモノトス

4、東北興業株式會社並ニ外郎團體ノ執務ノ決戦化ヲ圖ル爲メ、執務時間等ニ就テハ官廳ニ準ジテ勵行トシム

内閣



内閣閣甲第二九七號

昭和十八年九月二十一日

極秘

内閣官房總務課長



- 内閣官房人事課長 殿
- 内閣官房會計課長 殿
- 内閣恩給局長 殿
- 内閣印刷局長 殿
- 内閣東北局長 殿
- 總力戰研究所長 殿

(各通)

現情勢下ニ於ケル國政運営要綱別紙ノ通閣議決定相成候ニ就テハ右要綱ノ實行案トシテノ貴廳關係事項ニ關スル措置案來ル二十六日正午迄ニ御提出相成度命ニ依リ照會ニ及ビ候

追テ右措置案ハ特ニ機密ノ取扱トセラレ度又御提出ノ際ハ其ノ寫十部添附相煩度



現情勢下ニ於ケル國政運営要綱

方針

内外ノ現時局ニ鑑ミ悠久ナル國體觀念ニ徹シ愈々必勝ノ信念ヲ堅ウシ、
各種ノ施策ヲ完遂ノ一點ニ集中シ、以テ、聖戰目的ヲ完遂セントス。
之ガ爲

一、統帥ト國務トノ關係ヲ更ニ緊密化シ、其ノ間ニ寸隙ナカラシメ、雄
渾活潑ナル戰爭指導ノ遂行ヲ期ス。

二、雄渾活潑ナル作戰ニ即應シ國內諸般ノ戰勢ヲ徹底的ニ強化ス。

三、戰爭完遂ノ一環トシテ機敏徹利タル外交ヲ行フ。

裏面白紙

國內態勢強化方策

第一、國內態勢強化ノ目標ヲ左ノ諸點ニ置ケ。

一、官民ヲ擧ゲテ常ニ今次聖戰ノ本義ニ徹セシムルト共ニ、其ノ容易ナラザル大業ナルコトヲ覺悟セシメ、愈々必勝ノ信念ヲ以テ、不屈不撓、盡忠報國ノ誠ヲ致サシム。

二、國力ヲ擧ゲテ軍需生産ノ急速増強ヲ圖リ、特ニ航空戦力ノ増進的擴充ヲ圖ル。

三、日滿ヲ通ズル食糧ノ絶對的目標態勢ヲ確立ス。

四、國內防衛態勢ノ徹底強化ヲ圖ル。

第五、國內態勢強化ノ爲ニ執ルベキ方途左ノ如シ。

一、今次聖戰ニ對スル思想ヲ確立シ、民心ノ作興ヲ期シ、國內言論ノ指導ヲ強化スルト共ニ、國內諸般ノ取締ヲ強化シ、苟モ國論分裂ノ虞アル者ニ對シテハ徹底的ノ措置ヲ講ズ。

ニ、行政運営ノ決戦化ヲ圖ル。

之ガ爲

(1) 政務執行ノ敏速化ノ徹底ヲ圖ル。

(2) 中央各廳業務ヲ徹底的ニ地方廳ニ移讓スルト共ニ地方行政ノ簡素敏活ヲ圖リ尙ホ地方行政協議會ノ機能ヲ強化ス。

(3) 豫算ノ徹底的單純化。

(4) 官廳事務ノ徹底的簡素化就中許可認可事項ノ整理時ニ重要企業

裏面白紙

ニ對スル書類監督制ノ廢止、監督系統ノ簡易化、決戦ニ不必要ナル行政事務ノ廢止ヲ徹底的ニ行フ。

(丙) 行政機構ヲ整理シ、其ノ徹底的簡素化ヲ圖ルト共ニ決戦行政遂行ノ態勢ヲ整ヘシム。

(丁) 作業廳ノ施設並ニ人員ノ能率ノ徹底向上ヲ圖ル。

(戊) 前各號ニ關聯シ、再ビ官廳人員ノ大巾縮減ヲ行フ。

(己) 重要生産ニ對スル軍官發注ノ統一ヲ圖ル。

(庚) 一層官紀ノ肅正ヲ圖リ之ガ爲必要ナル措置ヲ講ズ。

裏面白紙

(又)官廳執務ノ決戦化ヲ圖ル、

(註)時間ノ絶對的勵行、土曜半休制ノ廢止ヲ行ヒ、且晝夜ヲ通ジ、

又休日ト雖モ、官廳ノ機能ヲシテ斷續ナク連行セシムル如ク
措置ス、

三、國民動員ノ徹底ヲ圖ル、

之ガ爲

(1)一般徵集猶豫ヲ停止シ理工科系統ノ學生ニ對シ、入營延期ノ制ヲ設
ク、

理工科系統ノ學校ノ整備擴充ヲ圖ルト共ニ法文科系統ノ大學、専門
學校ノ統合整理ヲ行フ、

普通教育ノ爲ニ必要ナル教員ノ確保ヲ圖ルト共ニ其ノ採用ニ付テハ

裏面白紙

廣ク適材ヲ得ルノ措置ヲ講ズ、

(四) 徵集徵用ノ範圍ヲ擴大普遍化シ、特種技術ヲ掌ル者以外ノ除外例ヲ
撤廢ス。

(五) 女子ノ勤員ヲ強化ス、

(六) 速ニ勤勞配置ノ適正ヲ圖ル。

(七) 停年制ヲ撤廢スル等各職域ニ於ケル年齢ノ制限ヲ撤廢シ高齢者ノ活
用ヲ圖ル。

(八) 第三九一〇項ニ基ク官廳等ノ整理ニ依リテ、生ズル所ノ人員ハ、綜
合的計畫ノ下ニ、悉ク、之ヲ戰爭遂行ニ參與セシム。

(九) 義務教育八年制ヲ引續キ延期ス、

四 國內防衛態勢ノ徹底強化ノ爲、特ニ左ノ方途ヲ執ル、

(イ) 國內防衛行政ノ統一の運営ヲ圖ル。

(ロ) 國家重要ノ地區、軍事上重要ナル施設並ニ軍事上重要ナル工場鑛山ニ對シ極力防空ヲ強化ス。

(ハ) 帝都及重要都市ノ防衛ヲ全クスル爲ニ之等ノ都市ニ於ケル官廳工場、家屋等ニ對シ必要ナル整理ヲ行フ、

之ガ爲官廳ハ率先シテ措置ヲ講ズ、細目ハ別紙ノ如シ、
公共團體、各種外廓團體、各種統制機關、統制會社等ハ官廳ニ準ジ、

所要ノ整理ヲ行フモノトス、
(ニ) 前號ニ關聯シ、速ニ官廳其ノ他ノ機構並ニ人員ノ地方分散ノ綜合的

計畫ヲ樹立實行ス、
(三) 民間ノ企業整備ヲ促進シ、官廳ノ整理ニ準ジテ、帝都及重要都市ニ

於ケル家屋店舗ノ整理ヲ行フ、

五、重要企業ノ國家注ヲ經營上更ニ明確ナラシメ生産責任制ヲ確立セシムル如ク諸般ノ措置ヲ講ズ、

六、海陸輸送ノ一貫的強化ヲ圖ル、

七、租税及國民貯蓄ヲ更ニ強化シ徹底的ニ資金ノ集中ヲ圖リ其ノ效果ヲ最大限ニ發揮セシム、

八、價格及配給制度ノ徹底的簡素化ヲ圖ル、

九、各種外郎團體ハ官廳ニ準ジ之ヲ整理シ及業務ノ運営ニ徹底的刷新ヲ圖ル、

一〇、各種統制機關或ニ統制會社等生産第一線部面ニ對シ徹底的整理ヲ行フト共ニ其ノ業務及事務ニ付キ、官廳ニ準ジテ徹底的刷新ヲ行ヒ、其

ノ人員ヲ縮減ス。

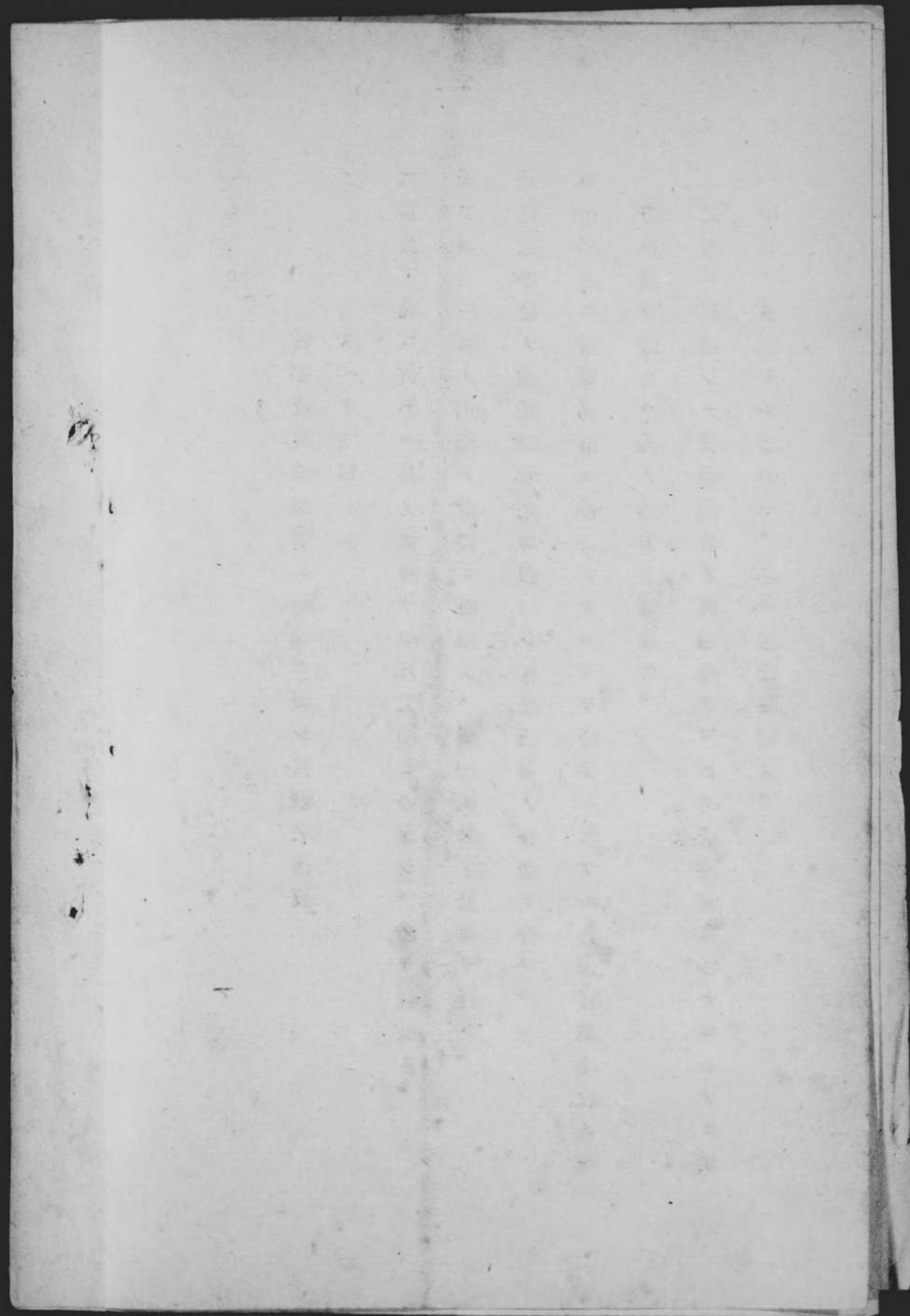
備考

方針一、及三ニ關スル方策ニ付テハ別途考究ス

(別紙)

帝都及重要都市ノ防備ニ關シ官廳ノ借費
スベキ細目

- 一、官設工場ニ付テハ其ノ業務ヲ地方工場ニ移管シ、之ヲ廢止ス。
- 二、要綱第三項ノ(イ)號ノ措置ニ即應シ、學校校舍ノ整理ヲ行フ。
- 三、官廳事務ノ徹底簡素化ニ即應シ官廳廳舎ノ整理ヲ行フ。
- 四、帝都並ニ重要都市ニ存在スルコトヲ必要トセザル各種官廳施設ノ地方移轉ヲ行ヒ、其ノ廳舎ヲ整理ス。
- 五、之等ニ關聯シテ官廳廳舎ノ再配置ヲ行ヒ防空設備良好ナルモノニ集中シ、脆弱ナル廳舎ハ、之ヲ撤去疎削ス。



内閣閣印第三〇五號

昭和十八年九月二十八日

局長

書記官

内閣官房總務課長

内閣官房人事課長	内閣官房會計課長	内閣恩給局長	内閣印刷局長	内閣東北局長	總力戰研究所長
殿	殿	殿	殿	殿	殿

(各通)

官廳ノ地方疏開ニ關スル件

標記ノ件本日別紙ノ通閣議決定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

裏面白紙



官廳ノ地方疎開ニ關スル件

- 一、疎開スベキ官廳ハ附設ニ於テ決定スルコト
- 二、疎開ニ當リ特ニ注意スベキ事項左ノ如シ
 - (一) 疎開スル官廳ハ特ニ人員ヲ減少スルコト
 - (二) 疎開スル官廳ニ於テハ特ニ保管物件ヲ整理減少スルコト
 - (三) 出來得ル限り移轉先ノ人ヲ採用スルコト
 - (四) 移轉先ニ於テハ官廳ハ必ズ現存建物ヲ利用スルコト
 - (五) 疎開實施ノ爲建物の新築ハ極力之ヲ避クルコト
- 三、疎開實施ノ爲内閣總理大臣ノ管理ノ下ニ左記ノ者ヲ以テ實行本部ヲ組織シ順序ヲ立テテ各處ノ準備ヲ整ヘシメ出來得ル限り速ニ且彈力ニ實施スルコト

記

- 内閣書記官長
- 企畫院次長
- 企畫院第一部長
- 内務省地方局長
- 大藏省主計局長
- 鐵道省參事局長
- 内閣官房總務課長

内閣
度第
内閣
甲第
三十一
号

昭和十八年十月一日



内閣官房總務課長



内閣官房人專課長
内閣官房會計課長
内閣印刷局局長
内閣印刷局局長
内閣印刷局局長
總力戰研究所長

(各通)

局長了

書記官

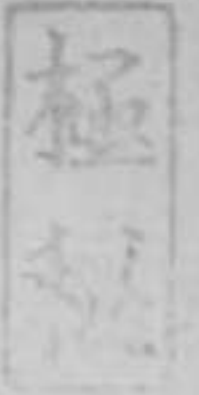


豫算ノ徹底的單純化ニ關スル件

標記ノ件本日別紙ノ通閣議決定相成候様命ニ依リ通牒ニ及ビ候



裏面白紙



豫算ノ徹底的單純化ニ關スル件

行政運営ノ決戦化ヲ圖ル爲戰時非常ノ措置トシテ左記要領ニ依リ豫算及之ニ伴フ決算ニ關スル事務ノ徹底的單純化ヲ圖ルコトトシ併セテ緊急ノ事案ニ應ズベキ所要ノ準備ヲ整フルモノトス

記

一、豫算ノ形式ヲ單純化スルコト

(イ) 豫算科目ヲ徹底的ニ統合整理シ同一種類ノ經費ヲ一括計上スルコト

(ロ) 計表ノ整理、説明ノ單純化等ニ依リ豫算關係文書ヲ縮減スルコト

(ハ) 特別會計ノ改廢整理ヲ行フト共ニ會計相互間ニ適當ナル調整ヲ圖ルコト

二、豫算ノ編成ヲ敏速容易ナラシムルコト

(イ) 豫算ノ要求ハ各省ニ於テ專案ヲ充分ニ研究シタル上之ヲ爲スコトトシ大藏省ニ於テハ査定ニ際シ資料ノ提出要求等ヲ努メテ簡略化

スルコト

(ロ) 新規重要政策ニ關シテハ閣議ニ於ケル先議制定ノ方法ヲ一層活用スルコト

(ハ) 豫算支出ノ事務ニ付テモ前各號ニ準ズルコト

(ニ) 豫算ノ努力ヲ強化スル爲豫備費ヲ増額スルコト

三、豫算ノ實行ヲ機動的且ツ効果的ナラシムルコト

(イ) 資金調度、前金拂、計算拂ノ範圍等ヲ擴大シ官廳ノ物品購入、金繰支拂等ノ手續ヲ簡易ナラシムルコト

(ロ) 隨意契約ノ範圍擴張等ニ依リ官廳ノ契約手續ヲ簡素化スルコト

(ハ) 定額課税ノ範圍ヲ擴大シ手續ヲ簡易化スルコト

(ニ) 豫算實行ニ關スル各種協議事項並要領等事項及委通知事項ヲ整理スルコト

四、決算事務ノ簡捷化ヲ圖ルコト

(イ) 一ノロニ準ジ決算關係文書ヲ縮減スルコト

裏面白紙

(ロ) 國有財産事務ノ簡捷化ヲ圖ルト共ニ國有財産増減計算書、同増減報告書及現在額報告書ノ議會提出ハ戰時中ニテ停止スルコト
(ハ) 委託検査ノ範圍擴張、要提出證憑書類ノ減少等ニ依リ會計検査ニ關スル計算證明等ノ手續ヲ簡素化スルコト

其會計諸法規ヲ改正スルコト

(イ) 右各項ヲ實施スルト共ニ其ノ他會計諸手續ヲ簡略ナラシムル爲會計法戰時特例、會計規則等戰時特例其ノ他諸法規ノ改正ヲ行フコト

(ロ) 空襲其ノ他緊急ノ事態ニ際シ要スレバ豫算提出期ノ變更其ノ他ノ便宜ノ爲置ニ遺憾ナカラシムル爲會計法上必要ナル特例ヲ設クルコト

又地方豫算ニ關シテモ本件ノ趣旨ニ則リ必要ナル措置ヲ講ズルコト

供覽

内閣甲三〇四號

昭和十八年九月二十八日

局長

書記官

内閣官房總務課長

- 内閣官房人事課長
- 内閣官房會計課長
- 内閣印刷局長
- 内閣印刷所長
- 内閣東北局長
- 内閣總務大臣秘書官
- 内閣總務大臣秘書官

(各通)

官廳執務ノ件

標記ノ件本日別紙ノ通閣議決定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

裏面白紙

官廳執務ノ件

一、出勤時刻ノ嚴守

(1) 各廳長官以下全廳員ハ必ず執務開始時刻迄ニ出勤スルコト。

(2) 滯ニ出勤時刻ニ遅レタル者ニ對シテハ懲罰ノ方途ヲ講ズルコト。

二、土曜日半休ノ廢止

土曜日ノ執務時間ヲ平日ト同様ナラシムルコト。

三、官廳機能ノ常時運行ノ爲ノ措置

(1) 各廳ニ於テハ平日ハ退廳時間後ト雖モ午後七時迄若干ノ職員ヲ交代執務セシムルコト。

(2) 夜間及日曜日、祝祭日、其ノ他官廳ノ休暇日ト雖モ有力ナル高等官

ノ率ユル宿直員ヲシテ交代宿直セシメ以テ外部トノ連絡ヲ確保シ且官廳ノ執務ヲシテ斷續ナカラシムルト共ニ官廳防衛ニ關シテ遺憾ナキヲ期スルコト。尚之ト共ニ何時ニテモ必要ナル職員ヲ招集シ得ベキ組織ヲ確立シ以テ事務ノ必要ニ應ジテ官廳ガ活動シ得ベキ態勢ヲ整フルコト。

(3) 國民ニ直接接スル第一線官廳ノ業務ニ付イテハ特に夜間、日曜日、祝祭日、其ノ他官廳ノ休暇日ト雖モ國民ノ要求ニ應ズル如キ處置ヲトルコト。